

長野赤十字病院新病院の建設に関する包括基本協定書（素案）

長野市（以下「甲」という。）と日本赤十字社（以下「乙」という。）は、長野赤十字病院の建替え（以下「新病院整備事業」という。）に対する甲の支援等について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、明治37年に市立病院が乙へ移管されて以来、長野赤十字病院が110余年にわたり長野市及び周辺地域の医療を中心となって支え、北信地域の基幹病院として重要な役割を担ってきたこれまでの経緯を踏まえ、新病院整備事業に対する甲の財政支援、その他必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「新病院」とは、乙が長野市若里6丁目1158番地9外に建設を予定する病院施設のことをいう。
- (2) 「現病院」とは、現に乙が運営する長野市若里5丁目1512番地1外に所在する病院施設（南新棟及び基幹災害医療センターを除く）のことをいう。
- (3) 「新病院用地」とは、新病院の建設予定地である長野市若里6丁目1158番9、同1158番18及び同1534番23の土地（通称「若里多目的広場」）のことをいう。
- (4) 「現病院用地」とは、現病院の所在地である長野市若里5丁目1512番地1及び同3901番地5の土地のことをいう。
- (5) 「事業期間」とは、新病院の建設工事着工から現病院の除却工事（整地工事を含む）完了までの期間のことをいう。

（財政支援）

第3条 甲は、国等の動向を踏まえ、長野県（以下「県」という。）及び関係市町村と連携しながら、長野赤十字病院が市域及び医療圏域における医療水準の維持又は向上に取り組めるよう、新病院建設に対し必要な財政支援を行うものとする。

2 前項の財政支援は、県が医療計画に基づき実施する長野赤十字病院への支援と協調して、又は補完するものとして行い、支援の対象とする長野赤十字病院の医療機能は、次の各号のとおりとする。

- (1) 三次救急医療（救命救急センター）
- (2) 新興感染症等による感染拡大時に備えた対応
- (3) その他地域における医療水準の維持又は向上のため必要な医療

（用地の貸付け）

第4条 甲は、甲が所有する新病院用地を乙に対して貸し付け、乙が当該用地に乙の病院を建設することを認めるものとする。

2 乙は、現病院の除却工事後、第1項の規定により貸付けを受けた新病院用地の代替地として、乙が所有する現病院用地を甲に貸し付けるものとする。

3 第1項及び第2項の用地の貸付けは、別途締結する貸付契約に基づき行うものとする。

(貸付期間)

第5条 前条に定める用地の貸付けの期間は、30年とする。ただし、貸付期間は、更新することができるものとする。

2 貸付期間を更新する場合の更新後の貸付期間は、10年とする。ただし、初回更新時は、20年とする。

(貸付料)

第6条 第4条に定める用地の貸付けにおける貸付料は、甲と乙が共に長野市財務規則（平成6年長野市規則第3号）に定められた方法を用いて算定するものとする。

2 事業期間における第4条第1項に定める新病院用地の貸付けに係る貸付料について、甲は、減免の在り方を検討するものとする。

3 その他用地の貸付料に関し必要な事項は、甲と乙が協議し、別途定めるものとする。

(ビッグハット代替駐車場の確保)

第7条 新病院の建設に伴う、甲が所有する長野市若里多目的スポーツアリーナ（通称「ビッグハット」）の駐車場の不足については、原則として乙が新病院用地等において駐車場を整備し、必要台数を確保するものとする。

2 前項の駐車場の整備に係る費用は、乙の負担とする。

3 新病院建設中における第1項の駐車場の管理、運営及び経費負担については、甲と乙が協議し、別途協定書を作成するものとする。

(測量、現地調査等)

第8条 新病院の建設に先立ち、敷地の境界、面積等を確認するため、甲は、新病院用地及び現病院用地等の測量、現地調査等を実施するものとする。

2 前項の測量、現地調査等に係る費用は、甲の負担とする。

3 乙は、前項の費用の2分の1の額を甲へ負担するものとする。

(協定の変更)

第9条 本協定の規定は、甲と乙との協議の上、変更することができるものとする。

2 協定変更の申し出は、書面により行わなければならない。

3 甲と乙との協議は、「長野赤十字病院建替え検討会議」において行うものとする。

(信義誠実の原則)

第10条 甲及び乙は、互いに信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義協議)

第11条 本協定に定める事項の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市
市長

乙 東京都港区芝大門 1 丁目 1 番 3 号
日本赤十字社
社長

代理人
長野市若里 5 丁目22番 1 号
長野赤十字病院
院長